平成２９年（フ）第１７３号
滋賀県東近江市五個荘北町屋町382番地１
エクセル南天保２　208号室、前住所滋賀県東近江市宮川町244番地587
債務者　岡崎　正志
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８６５号
広島市南区金屋町３番10―501号
債務者　宇宙の夜こと　出口美奈子(旧姓松岡)
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９４号
広島市西区南観音２丁目２番41―404号
債務者　城　　直人
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６０号
愛媛県伊予市上吾川甲66番地３
債務者　髙岡イツ子
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
秋田県大館市柄沢字狐台12番地16
債務者　志賀　俊彦
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第４８号
秋田県大仙市朝日町21―17　ハイムサンライズ202、住民票上の住所秋田県仙北郡美郷町六郷字熊野174番地１
債務者　猿田　　将
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第２９号
福島県白河市大鳥居橋前35番地　コーポレーション鹿島107号
債務者　松田　重也
１　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
山梨県韮崎市富士見２丁目11番32号　シャーメゾン富士美204号、前住所山梨県韮崎市若宮１丁目２番13号
債務者　桑村　妙子
１　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７９号
岐阜市大洞西５番10―302号（市営住宅大洞団地）、前住所岐阜市加野６丁目３番16号
債務者　清水　清治
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３９号
岐阜県高山市山田町1382番地28、前住所岐阜県高山市上岡本町３丁目59番地
債務者　林　ひとみ
１　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
三重県三重郡菰野町大字小島417番地162　ソレイユおじまＡ棟、前住所三重県いなべ市大安町丹生川久下1610番地７
債務者　猪野　暁王
１　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８８９号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地64棟406号
債務者　西川　和美
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５１号
京都府城陽市寺田市ノ久保２番地の442
債務者　高村　春枝
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０１号
京都市伏見区久我西出町13番地37
債務者　板狩　知寛
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３３号
京都府綴喜郡宇治田原町大字南小字岡之薮134番地の８
債務者　津田　　唯（旧姓吉田）
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０８号
京都市中京区聚楽廻松下町４番地３　マンション聚楽　106号室
債務者　佐藤　未来（旧姓浦川）
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９０号
奈良市柏木町511番地の２　ローブレオークラⅠ105号
債務者　山口　一誠
１　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
奈良地方裁判所